

令和5年3月30日

農 林 水 産 省

農林水産省では、「農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、令和4年4月最終改定）（以下「推進計画」という。）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところであり、今般、推進計画の規定に基づき、令和3年度における取組実績を取りまとめたので、公表する。

なお、推進計画については、令和3年10月に策定された「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」を踏まえ、令和4年4月に最終改定しているが、令和3年度の取組は最終改定前の推進計画（以下「旧推進計画」という。）に基づいて取り組んだものであることから、本実績については、旧推進計画に基づき実績を取りまとめたものである。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

旧推進計画において積極的に木造化を推進するとされている低層の公共建築物^{注1}の木造化率は、全体では54%、農政局、森林管理局、施設等機関等では100%、独立行政法人では0%となった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数 ^{注2}	うち木造化	木造化率 ^{注3}	木材使用量	うち国産材（国産材率）
農林水産省本省	0	0	0	—	—	—
農政局	12	1	1	100%	21.9 m ³	0 m ³ (0%)
森林管理局	10	10	10	100%	411.5 m ³	353.4 m ³ (86%)
施設等機関等	3	2	2	100%	57.7 m ³	52.8 m ³ (92%)
独立行政法人	11	—	0	0%	0 m ³	0 m ³ (—)
計	36	24 ^{注4}	13	54%	491.1 m ³	406.2 m ³ (83%)

注1：旧推進計画において積極的に木造化を推進することとされている低層の公共建築物とは、国及び関係機関が整備し完成した公共建築物（新築等）から、次に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

注2：林野庁・国土交通省の検証チームが、各省各庁において木造化になじまないと判断された施設について、各省各庁にヒアリングを行い、木造化しなかった理由等について検証した結果（ただし、独立行政法人が整備した施設は除く。）。

注3：木造化されなかった公共建築物のうち、木造化が困難であったと判断されるものについては木造化の率算定の対象外としている（ただし、独立行政法人が整備した施設は除く。）。

注4：独立行政法人が整備した施設は、新築等数の全てを計の算定の対象としている。



関東森林管理局湯野上・田島森林事務所（福島県下郷町） ※福島県産材等を活用



農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎 管理棟（茨城県水戸市） ※茨城県産材等を活用

② 内装等の木質化

木質化率は、全体では51%、農林水産省本省、森林管理局、施設等機関等では100%、農政局では36%、独立行政法人では0%となった。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化 ^{注1}	木質化率	木材使用量	うち国産材(国産材率)
農林水産省本省	1	1	100%	0.1 m ³	0.1 m ³ (100%)
農政局	14	5	36%	29.9 m ³	7.3 m ³ (24%)
森林管理局	13	13	100%	416.8 m ³	355.2 m ³ (85%)
施設等機関等	3	3	100%	57.7 m ³	52.8 m ³ (92%)
独立行政法人	12	0	0%	0 m ³	0 m ³ (—)
計	43	22	51%	504.5 m ³	415.4 m ³ (82%)

注1：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



農林水産省本省庁舎 地下会議室
(東京都千代田区) ※秋田県産材を活用



近畿中国森林管理局佐伯森林事務所
(広島県廿日市) ※広島県産材等を活用

2 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

旧推進計画において積極的に木造化を推進するとされている低層の補助対象施設^{注1}における木造化率は、全体で69%となった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数 ^{注2}	うち木造化	木造化率 ^{注3}	木材使用量	うち国産材(国産材率)
畜産局	0	0	0	—	—	—
農村振興局	25	25	13	52%	1,590 m ³	1,282 m ³ (81%)
林野庁	39	26	22	85%	2,641 m ³	2,576 m ³ (98%)
水産庁	0	0	0	—	—	—
計	64	51	35	69%	4,231 m ³	3,858 m ³ (91%)

注1：旧推進計画において積極的に木造化を推進することとされている低層の補助対象施設とは、補助事業の実施主体が整備し完成した補助対象施設から、次に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

注2：林野庁が、補助事業の実施主体において木造化になじまないと判断された施設について、木造化しなかった理由等を精査した結果。

注3：木造化されなかった補助対象施設のうち、木造化が困難であったと判断されるものについては木造化率算定の対象外としている。

② 内装等の木質化

補助対象施設における木質化率は、全体で72%となった。

区分	新築等又は模様替え数 ^{注1}	うち内装等の木質化 ^{注2}	木質化率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
畜産局	0	0	—	—	—
農村振興局	34	20	59%	1,673 m ³	1,312 m ³ (78%)
林野庁	30	26	87%	2,674 m ³	2,606 m ³ (97%)
水産庁	0	0	—	—	—
計	64	46	72%	4,347 m ³	3,906 m ³ (90%)

注1：ビニールハウス等の内装等の木質化が困難な施設を除く。

注2：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化したものとしてカウントしている。

【木造化・内装等の木質化事例】



みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」(福島県南会津町)

[林業・木材産業成長産業化促進対策交付金]

※福島県産材等を活用



武雄市公民館(佐賀県武雄市)

[林業・木材産業成長産業化促進対策交付金]

※佐賀県産材等を活用



檜原森のおもちゃ美術館(東京都檜原村)

[農山漁村振興交付金]

※東京都産材等を活用



ぬのびきの森管理棟(滋賀県東近江市)

[農山漁村振興交付金]

※滋賀県産材等を活用

3 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設

○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。

※都道府県への補助事業を含む（地方単独事業は含まない）。

① 事業における木材の使用量

木材の使用量の基準値（平成 22 年度～24 年度に実施した工事費 1 億円当たりの木材使用量の平均）に対する倍率は、全体では 0.6 倍、畜産局では 0.1 倍、農村振興局では 0.7 倍、林野庁では 0.5 倍、水産庁では 5.9 倍となった。

部局	木材使用量 (m ³) (A)	工事費総額 (億円) (B)	工事費 1 億円当たり の木材使用量(m ³) (C)=(A)/(B)	基準値 (m ³) (D)	(C) / (D)
畜産局	5	0.2	25	243	0.1
農村振興局	126,360	3,928	32	46	0.7
林野庁	103,032	2,096.4	49	99	0.5
水産庁	79	0.2	395	67	5.9
計	229,476	6,024.8	38	69	0.6

② 工作物及び施設の木製の割合

(ア) 柵 工

木製の割合は、全体では 64%、畜産局では 7%、農村振興局では 100%、林野庁では 98%、水産庁では 100%となった。

部局	施工量 (m)	うち木製 (m)	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	21,086	1,526	7%	5
農村振興局	1,884	1,884	100%	175
林野庁	33,129	32,605	98%	2,020
水産庁	148	148	100%	9
計	56,247	36,163	64%	2,209



転落防止柵（千葉県袖ヶ浦市）

[民有林治山事業]



転落防止柵（北海道別海町）

[国営環境保全型かんがい排水事業]

(イ) 残存型柵

木製の割合は、全体で97%となった。全て林野庁の実績であった。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	0	0	—	—
林野庁	1,547	1,501	97%	35,060
水産庁	0	0	—	—
計	1,547	1,501	97%	35,060



押角材残存型柵 (栃木県日光市)
[民有林治山事業]



丸太残存型柵 (長野県南木曾町)
[国有林治山工事]

(ウ) 筋工

木製の割合は、全体で100%となった。農村振興局と林野庁の実績であった。

部局	施工量 (m)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	6	6	100%	19
林野庁	125,942	125,631	100%	10,215
水産庁	0	0	—	—
計	125,948	125,637	100%	10,234



丸太筋工 (静岡県浜松市)
[民有林治山事業]



丸太筋工 (熊本県湯前町)
[国有林治山事業]

(エ) 標識工

木製の割合は、全体では95%、農村振興局では92%、林野庁では98%、水産庁では90%となった。

部局	施工量 (枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	2,630	2,422	92%	161
林野庁	3,975	3,879	98%	747
水産庁	1,321	1,192	90%	70
計	7,926	7,493	95%	978



工事標識 (北海道厚岸町)
[民有林治山事業]



工事標識 (岩手県雫石市)
[国営かんがい排水事業]

(オ) 視線誘導標

木製の割合は、全体で96%となった。全て林野庁での実績であった。

部局	施工量 (個)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
畜産局	0	0	—	—
農村振興局	0	0	—	—
林野庁	896	858	96%	42
水産庁	0	0	—	—
計	896	858	96%	42



視線誘導標 (秋田県仙北市)
国有林治山 (林道) 事業



視線誘導標 (高知県馬路村)
国有林治山 (林道) 事業

4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

○ 対象物品における実績

備品における木製品の割合、消耗品における間伐材及び合法伐採木材を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

① 事務机

木製品の割合は、全体では15%、林野庁では91%、林野庁以外の本省では11%、農政局では4%、森林管理局では78%、施設等機関等では8%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	その他の製品 (個)
林野庁	11	10	91%	1
林野庁以外の本省	62	7	11%	55
農政局	131	5	4%	126
森林管理局	18	14	78%	4
施設等機関等	24	2	8%	22
計	246	38	15%	208

注：木製品は、合法伐採木材又は間伐材を使用したものを調達している。

② 会議机

木製品の割合は、全体では61%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では96%、農政局では14%、森林管理局では61%、施設等機関等では0%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	その他の製品 (個)
林野庁	14	14	100%	0
林野庁以外の本省	180	173	96%	7
農政局	90	13	14%	77
森林管理局	79	48	61%	31
施設等機関等	43	0	0%	43
計	406	248	61%	158

注：木製品は、合法伐採木材又は間伐材を使用したものを調達している。

③ 書棚

木製品の割合は、全体では14%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では0%、農政局では3%、森林管理局では35%、施設等機関等では0%となった。

部局	導入数 (個)	うち木製品 (個)	木製品の割合	その他の製品 (個)
林野庁	15	15	100%	0
林野庁以外の本省	18	0	0%	18
農政局	188	5	3%	183
森林管理局	74	26	35%	48
施設等機関等	33	0	0%	33
計	328	46	14%	282

注：木製品は、合法伐採木材又は間伐材を使用したものを調達している。

④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は、全体では99%、林野庁、林野庁以外の本省、農政局及び森林管理局では100%、施設等機関等では76%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	6,918,500	6,918,500	100%	0
林野庁以外の本省	63,419,000	63,419,000	100%	0
農政局	103,342,706	103,335,700	100%	7,006
森林管理局	44,569,016	44,568,816	100%	200
施設等機関等	10,900,750	8,300,800	76%	199,214
計	229,149,972	226,542,816	99%	206,420



間伐材を使用した製品 (コピー用紙)

⑤ 業務用茶封筒

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では100%、林野庁、林野庁以外の本省、農政局及び森林管理局では100%、施設等機関等では98%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの (枚)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	24,750	24,750	100%	0
林野庁以外の本省	36,334	36,334	100%	0
農政局	647,352	644,642	100%	2,710
森林管理局	316,550	316,550	100%	0
施設等機関等	74,320	73,120	98%	1,200
計	1,099,306	1,095,396	100%	3,910

⑥ 名刺用紙

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では100%、林野庁、林野庁以外の本省及び森林管理局では100%、農政局及び施設等機関では99%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等を使用したもの (枚)	合法伐採木材等を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	5,280	5,280	100%	0
林野庁以外の本省	385,300	385,300	100%	0
農政局	112,230	110,730	99%	1,500
森林管理局	23,630	23,630	100%	0
施設等機関等	18,680	18,560	99%	120
計	545,120	543,500	100%	1,620

⑦ フラットファイル

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 99%、林野庁、農政局及び森林管理局では 100%、林野庁以外の本省では 99%、施設等機関等では 85%となった。

部局	導入数 (枚)	うち合法伐採木材等 を使用したもの (枚)	合法伐採木材等 を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	3,765	3,765	100%	0
林野庁以外の本省	22,958	22,715	99%	243
農政局	102,670	102,510	100%	160
森林管理局	116,802	116,802	100%	0
施設等機関等	8,139	6,949	85%	1,190
計	254,334	252,741	99%	1,593



間伐材を使用した製品（フラットファイル）

⑧ チューブファイル

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 98%、林野庁、農政局及び森林管理局では 100%、林野庁以外の本省では 97%、施設等機関等では 83%となった。

部局	導入数 (冊)	うち合法伐採木材等 を使用したもの (冊)	合法伐採木材等 を使用したものの割合	その他の製品 (冊)
林野庁	791	791	100%	0
林野庁以外の本省	4,756	4,600	97%	156
農政局	12,569	12,569	100%	0
森林管理局	5,298	5,298	100%	0
施設等機関等	1,847	1,529	83%	318
計	25,261	24,787	98%	474

⑨ 印刷物

合法伐採木材等を使用したものの割合は、全体では 71%、林野庁では 100%、林野庁以外の本省では 65%、農政局では 94%、森林管理局では 99%、施設等機関等では 73%となった。

部局	導入数 (部)	うち合法伐採木材等 を使用したもの (部)	合法伐採木材等 を使用したものの割合	その他の製品 (部)
林野庁	102,664	102,664	100%	0
林野庁以外の本省	2,481,154	1,620,718	65%	860,436
農政局	412,847	389,190	94%	23,657
森林管理局	30,128	29,729	99%	400
施設等機関等	590,669	433,600	73%	157,069
計	3,617,462	2,575,901	71%	1,041,562

⑩ 各種会議における飲料

間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）を使用したものの割合は、全体では 72%、林野庁及び森林管理局では 100%、林野庁以外の本省では 65%、農政局では 6%、施設等機関等では 95%となった。

部局	導入数（本）	うち間伐材を使用したもの（本）	間伐材を使用したものの割合	その他の製品（本）
林野庁	183	183	100%	0
林野庁以外の本省	1,757	1,147	65%	610
農政局	1,064	60	6%	1,004
森林管理局	2,440	2,440	100%	0
施設等機関等	320	305	95%	15
計	5,764	4,135	72%	1,629



間伐材を使用した製品（カートカン）

5 木材利用の推進のために必要な取組と実績

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やC L T等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築を図るため、原木供給可能量の拡大、協定取引の推進、原木の受入規格の調査の実施等を含めた構想の実現等に向け、民有林と国有林が連携した協議会を設置。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施。</p> <p>また、地域材を利用した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築や木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備を支援。</p> <p>木質耐火部材やC L T等の新たな木質部材の安定供給・利用拡大を図るため、建築実証等を通じた普及に支援。</p>

	<p>新たな技術開発の成果も踏まえながら、木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p> <p>(実績)</p> <p>JAS構造材の利用促進を図るため、JAS構造材の供給又は活用の拡大等に意欲を有する事業者の登録・公表の取組を支援するとともに、JAS構造材を活用して実証的に建築した場合、JAS構造材の調達費の一部を支援する取組を実施。</p>
木材需給のマッチングに向けた取組	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会等において、木材需給に係る情報共有を促進し、木材需給のマッチングを図る。</p> <p>(実績)</p> <p>川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンマネジメント推進フォーラムを全国16地域(既存12地域及び新規4地域)で設置し、流通の各段階における事業者のマッチングに向けた取組を支援。あわせて、需給情報等の共有化を促進するためのシステムの活用や改良を支援。</p>
合法木材等に関する普及促進	<p>合法木材等についての情報提供やデジタル技術による合法性確認の効率化等を通じて、合法木材等の普及促進を図る。</p> <p>(実績)</p> <p>全国及び都道府県レベルの協議会による合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした普及啓発活動を支援するとともに、デジタル技術を活用して流通木材の合法性を確認できるよう、必要なシステム構築のための調査等を実施。</p>
木材利用に係る技術開発	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>施設の内外装や執務室に用いる什器等の製品について、関連事業者の低コスト製品の開発・普及の取組を推進する。</p> <p>(実績)</p> <p>中高層建築物等におけるCLTや木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発等を支援するとともに、製材需要の創出に向けた技術開発等を支援。</p> <p>優れた木製品等を消費者目線で表彰するウッドデザイン賞を支援することにより、事業者等による製品開発を促進。</p>
木造化及び内装等の木質化の効果等の普及	<p>木造建築物の建設コストや省エネルギー効果、内装等の木質化による健康面への影響等の木材利用による効果にかかる評価を普及する。</p> <p>(実績)</p> <p>実証事業において、CLT建築物とRC造等他工法との建築コ</p>

	<p>ストの比較を実施。また、建築物への木材利用によるビジネスや心身への木の効果の見える化を支援するとともに、その成果を官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」の場などで広く発信。</p>
<p>土木分野における木材利用の促進</p>	<p>地盤改良用木杭等の資材やコンクリート用型枠等の仮設材の全国的な活用等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>土木分野における木材利用を促進するため、地盤改良用木杭及びコンクリート型枠用合板について、実証結果の周知等を実施。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を公表して活用を促進。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛 42 工法、暫定歩掛 173 工法)</p>
<p>木材利用推進に関する人材育成</p>	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p> <p>(実績)</p> <p>C L Tを含めた中大規模建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する設計者・施工者等を育成するため、セミナーや情報発信等の取組を支援。</p>
<p>木造化等に関する情報の収集・提供</p>	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実績)</p> <p>価格・品質競争力を持つ一般流通部材を活用した低層非住宅・中大規模木造建築物について、木造化等に関する情報の普及活動を支援。</p>
<p>木材利用推進に関する具体的な説明の実施</p>	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、木製構造物に関する歩掛等について説明・周知するとともに、木材利用推進の取組を依頼。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する事例の提供や具体的な説明を行う。</p>

	<p>(実 績)</p> <p>各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、国の機関や地方公共団体に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実 績)</p> <p>森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p> <p>独立行政法人を対象とした会議等の場において、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実 績)</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構を対象とした木材関係研究調整会議において、都市（まち）の木造化推進法の趣旨や同法に基づく施策等の説明を実施。</p>
<p>木材利用推進のための問合せ窓口による対応</p>	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する。</p> <p>(実 績)</p> <p>木材利用推進中央協議会に設置した問合せ窓口により、優良な木造施設の事例や間伐紙の入手先に関する照会等に対応。</p>

6 今後の取組

- 農林水産省及び関係機関は、推進計画に基づき、自らが整備する公共建築物等において率先した木材利用に取り組むとともに、木材利用促進本部の関係省とも連携し、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の取組を牽引していく。
- 農林水産省及び関係機関は、庁舎のリノベーションやオフィスレイアウト変更に当たって、積極的に内装等の木質化や木製品の導入を推進する。
- 農林水産省及び関係機関は、公共建築物のみならず民間建築物での木材利用の促進に資するよう、自らが整備する公共建築物での木材利用の取組や木材利用の意義等について、積極的な情報発信を行う。
- 農林水産省及び関係機関は、木材の利用がコストや技術の面で対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、農林水産省木材利用促進連絡会議事務局（林野庁林政部木材利用課）に相談して対応する。
- 農林水産省の補助事業で整備される独立行政法人の施設について、推進計画に基づき木造

化・木質化が図られるよう、農林水産省の当該補助事業等の担当部局は、働きかけを行う。

- 農林水産省及び関係機関の契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「合法伐採木材等を使用した製品」等を入れる。
- 林野庁は、農林水産省内及び関係機関に対し、様々な場を活用し、木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品の利用事例、地域材を活用した公共建築物の優良事例、木造化のコスト分析結果や新たな技術開発成果について、農林水産省及び関係機関に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等での木材利用を推進する。
- 林野庁は、農林水産省及び関係機関の取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえで、必要な改善策の検討・実施を求める。
- 林野庁は、合法伐採木材等を利用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。